

第1編 本 則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 防衛省職員生活協同組合(以下「組合」という。)は、防衛省職員生活協同組合定款(以下「定款」という。)第70条の規定により、この規約を定める。

(定 義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「火災等」とは、火災、破裂、爆発、不慮の人為的災害及び落雷をいい、火災等による損害には、消火、避難その他消防の活動のために必要な処置によって共済契約の目的物(以下「共済目的」という。)に生じた損害を含み、燃焼機器、暖房機器、電気機器等の加熱等によって生じた当該機器等のみの損害を除く。
- (2)「風水害等」とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、地滑り、長雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょう、土砂崩れ、地割れ、断層その他これらに類する自然災害をいう。風水害等による損害には防災又は避難に必要な処分を含む。ただし、住宅の欠陥及び老朽化による損害並びにそれらに伴う雨もり等(当該風水害等を直接の原因とした住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形及びずれに起因しない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害をいう。)による損害は含まない。
- (3)「地震等」とは、地震、噴火若しくはこれらによる津波又はこれらによる火災、土砂崩れ、地割れ、地滑り、地盤沈下、埋没、流失その他これらに類するものをいい、地震等による損害には、防災及び避難のために必要な処置によって共済目的に生じた損害を含むものとする。
- (4)「配偶者等」とは、配偶者、直系血族及び直系姻族をいう。ただし、第6条第2項及び第17条においては二親等以内の者に限る。
- (5)「共済金額」とは、火災等、風水害等又は地震等による損害における支払額をいう。
- (6)「共済契約金額」とは、火災等、風水害等又は地震等による損害の支払限度額として共済契約において定める金額をいう。
- (7)「共済事故」とは、共済金の支払の事由となる火災等、風水害等及び地震等による事故をいう。
- (8)「再取得価額」とは、共済目的である建物及び動産について、共済事故が生じた場合、事故による損害が生じた場所及び時を基準として当該共済目的と同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再取得するために要する金額をいう。
- (9)「損害額」とは、共済目的に共済事故が生じた場合において、共済目的の修復又は修繕が可能な場合には、その修復又は修繕に必要な損害が生じた場所及び時における価額とし、共済目的を新たに取得する必要がある場合には、再取得価額とする。ただし、修復又は修繕に必要な価額が、再取得価額を超える場合には、再取得価額を限度とする。
- (10)「告知事項」とは、共済事故による損害の発生の可能性(以下「危険」という。)に関する事項のうち、組合が共済契約申込書に掲げ、共済契約を締結しようとした者に対して告知を求めたものをいう。
- (11)「危険増加」とは、告知事項に係る危険が高くなり、この共済契約における共済金を支払うためには、当該契約上の共済掛金では不足である状態をいう。
- (12)「他の共済契約等」とは、この共済契約における共済目的である建物及び動産について締結された、共済事故による損害をてん補する他の共済契約又は保険契約をいう。
- (13)「支払責任額」とは、この組合等が他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金の額をいう。
- (14)「事業年度」とは、7月1日から翌年6月30日までをいう。
- (15)「現職組合員」とは、定款第6条第1項の組合員をいう。
- (16)「退職組合員」とは、定款第6条第2項により組合の承認を受けた組合員をいう。
- (17)「遺族組合員」とは、現職組合員又は退職組合員死亡時の配偶者で、定款第6条第2項により組合の承認を受けた組合員をいう。

(事 業)

第3条 組合が行う火災共済事業は、組合が火災共済契約者(以下「共済契約者」という。)から共済掛金の支払を受け、共済目的につき一定期間内に生じた、火災等による損害(以下「火災損害」という。)、風水害等による損害(以下「災害損害」という。)及び地震等による損害(以下「地震損害」という。)を共済事故とし、当該事故の発生により共

済金を支払うことを約する事業とする。

- 2 特約事業は、共済期間中において、共済契約者の責に帰すべき火災等（不慮の人為的災害及び落雷を除く。）に起因して、当該共済契約者が借用し、居住している建物又は戸室（以下「借用戸室」という。）を焼失又は損壊した場合で、当該借用戸室についてその貸主（転貸人を含む。以下同じ。）に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を事故とし、当該事故が発生した場合に組合が共済金を支払うことを約する事業（この事業に係る特約を以下「借家人賠償責任特約」という。）とする。

（契約内容の提示）

第4条 組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、次の各号に掲げる共済契約の内容に係る重要な事項を、あらかじめ提示しなければならない。

（1）契約概要に係る事項

- ア 共済の仕組み
- イ 保障の内容
- ウ 共済期間
- エ 共済契約金額
- オ 共済掛金
- カ 付帯できる特約

（2）注意喚起に係る事項

- ア 共済掛金の払込み
- イ 効力発生日
- ウ 共済金を支払えない場合
- エ 保障対象物件にならないもの
- オ 解約及び解約返戻金の有無
- カ 共済契約の解除
- キ 共済契約の消滅
- ク 契約内容に関する届出
- ケ 共済金の削減
- コ その他注意喚起が必要な事項

第2章 共済契約

第1節 共済契約の範囲

（共済契約者の範囲）

第5条 共済契約者は、組合員に限るものとする。

- 2 共済契約者と被共済者は同一人に限るものとする。

（共済目的の範囲）

第6条 共済契約は金銭に見積ることができる物でなければ、その目的とすることができない。

- 2 共済目的となるものは、共済契約者又は配偶者等（あわせて共済契約者等と呼ぶ。以下同じ。）が現に居住している建物（世帯が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の建物をいい、店舗等との併用住宅の場合は、当該店舗部分を除く。以下同じ。）の所有区分に応じて次表の右欄に定める物件とする。また、現に居住している建物は共済契約者等一人につき一物件とする。

建物の所有区分	物 件
共済契約者等のいずれか（当該建物に現に居住する者とは限らない。以下同じ。）の所有するものである場合	当該建物及び当該共済契約者等の所有する動産（家具、衣類その他日常生活を営んでいくために必要な物資をいう。以下同じ。）
共済契約者等のいずれかの所有するものでない場合	当該共済契約者等の所有する動産

- 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物は、共済目的に含まれていないものとする。

- （1）建物に付属する門、塀、垣
- （2）建物と同一の敷地内にある物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、花壇、敷石、自立型充電器、宅配ボックス、アンテナ柱その他の建物に定着していない屋外設備・装置及び付属構築物
- （3）通貨、有価証券、預貯金証書、印紙及び切手
- （4）貴金属、宝石、貴重品、美術品、書画、骨董、彫刻物

- (5) 趣味に供する用品のうち、同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再取得するために要する金額の算出ができないもの
 - (6) 稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、証書及び帳簿
 - (7) 家畜、家さん、庭木、盆栽等の動植物
 - (8) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、原動機付除雪機（以下、これらを「自動車」という。）及び自動車の付属品（自動車にボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態若しくは自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態又は法令に従い自動車に備えつけられている状態の物、車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されている自動車用電子式航法装置及びETC車載器（有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいう。）等をいう。）
 - (9) 商品、営業用の備品及び生産設備等（動力付農機具を含む。）
 - (10) テープ、カード、ディスク、ドラム、スマートフォン等の記録媒体に記録されているデータ及びプログラム
 - (11) その他前各号に掲げるものに類するもの
- 4 第2項に規定する建物を共済目的とする場合にあっては、次の各号に掲げる物は共済目的に含まれているものとする。
- (1) 建物の基礎
 - (2) 置、建具その他の建物の従物及び電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに類する建物の付属設備
 - (3) 建物と同一の敷地内にある物置（動産が収容されているものに限る。）、車庫その他の附属建物（門、土塀、垣その他工作物は除く。）
- 5 共済目的のうち、人事異動その他の組合の定めるやむを得ない事由により30日以上継続して空家又は無人とする建物及びその建物内に収容されている動産で組合が別に定める期間内にあるもので、再入居を前提とするものは、共済契約者が現に居住している建物とみなす。

（共済契約の締結の単位）

第7条 共済契約は、共済目的たる建物又は同一の建物内に収容されている共済目的たる動産ごとに締結するものとする。

2 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済契約者は一人に限るものとする。

（共済契約の申込限度）

第8条 組合は、共済目的である建物及び動産に係る共済契約の申込みがあったときは、再取得価額に相当する金額を限度に共済契約を締結することができるものとする。

（共済掛金及び共済契約金額）

第9条 共済掛金は、年払いとする。

2 共済契約1口当たりの共済契約金額は、50万円とする。

3 共済契約1口についての共済掛金は年額400円（以下「単位共済掛金額」という。）とし、その算出は別紙第1「共済掛金額算出方法書」に定める方法によるものとする。

4 同一の建物についての共済契約の共済契約口数の最高限度は80口、共済契約金額の最高限度は4,000万円とする。

5 同一の建物に収容されている動産についての共済契約の共済契約口数の最高限度は40口、共済契約金額の最高限度は2,000万円とする。

（火災共済金の支払額）

第10条 火災損害が生じた場合に組合が支払う共済金（以下「火災共済金」という。）の額は、共済目的の共済契約金額に、共済目的の火災等による損害額の共済目的の価額に対する割合を乗じて得た額に相当する額（1円未満は切り捨てる。）とする。

2 前項に規定する損害額において、建物の焼滅失の割合が70%以上のときは、共済目的の価額を損害額とする。

3 共済契約者が故意又は重大な過失によって第41条の規定による損害の防止及び軽減の義務を怠ったときは、共済目的につき、火災等によって生じた損害の額から、その防止又は軽減することができた認められる額を差し引いた残額を第1項の額とみなす。

（災害共済金の支払額）

第11条 災害損害が生じた場合に組合が支払う共済金（以下「災害共済金」という。）の額は、共済目的たる建物又は動産に生じた損害の額がそれぞれ10万円以上の場合に限り、1回の共済事故につき、同一の建物にあっては2,000万円、同一の建物に収容されている動産にあっては1,000万円を最高限度とし、共済契約金額に次の各号の表に掲げる損害の程度に応じた支払率を乗じて得た金額とする。ただし、災害共済金の額が損害額を超える場合は、当該損害額を限度とし、火災共済金を支払った場合は、災害共済金は支払わないものとする。

(1) 建物の損害

損 害 区 分			支払率
損害の程度		認定の基準	
全損		建物の損害額が建物の再取得価額の70%以上 又は同程度の損害を受けた場合	50%
大規模半損		建物の損害額が建物の再取得価額の50%以上70%未満 又は同程度の損害を受けた場合	25%
半損		建物の損害額が建物の再取得価額の20%以上50%未満 又は同程度の損害を受けた場合	6%
一部損		建物の損害額が建物の再取得価額の20%未満 又は同程度の損害を受けた場合	2%
浸 水 の 程 度	全損	浸水が床上1.8m以上の場合	50%
	大規模半損	浸水が床上1m以上かつ1.8m未満の場合	25%
	半損	浸水が床上以上かつ1m未満の場合	6%
	一部損	浸水が床上まで達しない場合	2%

(2) 動産の損害

損 害 区 分		支払率
損害の程度	認定の基準	
全損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の80%以上の場合	50%
大規模半損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の60%以上80%未満の場合	25%
半損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の30%以上60%未満の場合	6%
一部損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の30%未満の場合	2%

2 前項の損害額は、その損害の生じた場所及び時における価額によって算出する。

(地震共済金の支払額)

第12条 地震損害が生じた場合に組合が支払う共済金(以下「地震共済金」という。)の額は、共済目的たる建物又は動産に生じた損害の額がそれぞれ10万円以上の場合に限り、1回の共済事故につき、同一の建物にあっては800万円、同一の建物に収容されている動産にあっては400万円を最高限度とし、共済契約金額に次の各号の表に掲げる損害の程度に応じた支払率を乗じて得た金額とする。ただし、地震共済金の額が損害額を超える場合は、当該損害額を限度とする。地震共済金を支払った場合において、火災共済金及び災害共済金は支払わないものとする。

(1) 建物の損害

損 害 区 分		支払率
損害の程度	認定の基準	
全損		20%
大規模半損		12%
半損		6%
一部損		2%
浸水の程度	全損	20%
	大規模半損	12%
	半損	6%
	一部損	2%

(2) 動産の損害

損 害 区 分		支払率
損害の程度	認定の基準	
全損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の80%以上の場合	20%
大規模半損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の60%以上80%未満の場合	12%
半損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の30%以上60%未満の場合	6%
一部損	動産の損害額が動産全体の再取得価額の30%未満の場合	2%

2 前項の損害額は、その損害の生じた場所及び時における価額によって算出する。

(臨時費用の支払)

第13条 組合は、前条の規定により共済金を支払う場合は、火災等、風水害等及び地震等に伴う生活上の臨時の支出に充てるために要する額(以下「臨時費用」という。)として、当該共済金の額の10%に相当する額を共済金に加えて支払うものとする。ただし、1回の共済事故につき、200万円を限度とする。

2 組合は、前条の規定による共済金に前項の臨時費用を加えた額が、各共済金の額を超えるときにあっても、当該臨時費用を支払うものとする。

(共済金の内払)

第14条 共済契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済金の内払を請求することができる。

(1) 共済目的について、共済事故により全焼、全滅失その他これらに準ずる程度の損害が生じたとき。

(2) 損害額の算出や共済金の支払等に長期に時間を要すると判断される場合で、組合が必要と認めたとき。

2 組合は、前項の共済金の一部を内払として支払う場合は、次に掲げる事項を確認の上、当該請求が適当であると認めたときとし、その内払の額は、その損害に対して支払わなければならない共済金の見込額の15%に相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき、300万円を限度とする。

(1) 共済契約の事実

(2) 共済目的に係る損害の事実及び程度

(3) 共済金を支払わない条項に該当しないことの実

(4) その他必要な事項

3 組合は、前項第2号の確認に際しては、共済契約者より関係官署の罹災証明書又はその写しその他必要な書類の提出を受け確認する。

(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

第15条 他の共済契約等がある場合において、この共済契約及びすべての他の共済契約等のそれぞれの支払責任額の合計額が、共済金の種類ごとにこの共済契約で支払うべき共済金を超えるときは、組合は次に掲げる額を共済金として支払うものとする。

- (1) 他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われていない場合は、この共済契約の支払責任額
- (2) 他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われた場合は、損害額から、他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額とする。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とする。
- 2 前項に掲げる共済金を支払う場合において、臨時費用の額を算出するに当たっては、他の共済契約等がないものとして、第13条の規定により算出して得た額とし、当該臨時費用の支払は、同項の規定を準用する。
- 3 共済目的について再取得価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金又は保険金を支払う旨の定めのない他の共済契約等があるときは、組合は、第1項の規定にかかわらず損害額から、他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額を支払うものとする。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とする。
- 4 前項の組合が支払うべき共済金を支払う場合において、臨時費用の額を算出するに当たっては、他の共済契約等がないものとして、第13条の規定により算出して得た額とし、当該臨時費用の支払は、前項の規定を準用する。
- 5 損害が2以上の共済事故によって生じた場合は、事故ごとの損害に対する共済金及び臨時費用について、前各項の規定を適用する。

(共済金支払後の共済契約)

第16条 組合が支払った臨時費用を含まない共済金の額が、1回の共済事故により共済契約金額に達した場合、当該年度の共済契約に係る保障は、当該共済金の支払の原因となった共済事故が発生したときに終了する。この場合において、当該共済契約の共済掛金は返還しないものとする。

- 2 組合は、前項に規定する損害に至らない損害に対し共済金を支払った場合においては、共済契約は維持し、当該共済契約の共済契約金額は減額しないものとする。

(契約口数の限度)

第17条 各共済契約者等の共済契約口数の合計は、共済目的に応じて次表の右欄に定める口数を限度とする。

共済目的の区分		口数
共済契約者等の現に居住している建物が共済契約者等のいずれかの所有するものである場合	建物	80口
	動産	40口
共済契約者等の現に居住している建物が共済契約者等のいずれかの所有するものでない場合	動産	営内者 5口
		その他の者 40口

(共済期間)

第18条 一の共済事業の契約の効力の及ぶ期間（以下「共済期間」という。）は、事業年度の初日から末日までとする。ただし、事業年度開始後に効力が生ずる共済契約の共済期間については、その効力が生じた日から、当該効力の生じた日の属する事業年度の末日までとする。

第2節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約の申込み)

第19条 共済契約申込者（以下「申込者」という。）は、防衛省職員生活協同組合火災共済事業細則（以下「細則」という。）及び防衛省職員生活協同組合火災共済事業事務取扱規則（以下「事務取扱規則」という。）に定める共済契約申込書（以下「申込書」という。）に次の各号に定める事項を記載し自署のうえ、組合に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名、生年月日、所属又は住所
- (2) 建物加入時の構造区分、契約口数、郵便番号、建物住所、建物所有者、現に居住する者の続柄
- (3) 動産加入時の契約口数、郵便番号、動産収納住所、現に居住する者の続柄
- (4) 払込掛金額
- (5) 申込日、効力発生日及び満了日
- (6) 他の共済契約等の有無
- (7) その他組合が必要と認めた事項

(告知義務)

第20条 共済契約者は、共済契約の締結に際し、告知事項について組合に事実の告知をしなければならない。

(共済契約の成立及び効力)

第21条 共済契約は、組合が第19条に規定する申込書を審査し、当該申込みを承諾したときに成立するものとし、その効力は、当該成立の日又は共済掛金が払い込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の事業年度始期から生ずるものとする。ただし、事業年度の途中で成立した共済契約であって共済契約者が即時の保障を希望する場合は、当該成立の日又は共済掛金が払い込まれた日の翌日のいずれか遅い日から効力を生じさせることができる。

2 前項の共済契約の成立の日を契約日という。

3 組合は、第1項の規定により共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約承諾書(以下「承諾書」という。)を遅滞なく申込者に交付するものとする。ただし、当該共済契約が共済契約を継続するものであるときは、承諾書の交付を省略することができる。

4 第1項の規定による共済契約の効力は、効力が発生する日の午前零時に始まり、共済期間満了の日の午後12時に消滅するものとする。

5 組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく申込者にその旨を通知するものとする。

6 組合は、第1項の諾否の決定に当たり、必要と認めた場合には、共済契約の申込みを受けた共済目的について、その構造、用途、周囲の状況等危険増加の発生に影響する内容を調査することができるものとする。

(共済掛金の払込み)

第22条 申込者は、共済契約申込書に第9条に定める共済掛金を添え、組合に払い込まなければならない。ただし、次条に定める共済契約の自動更新以外に係る共済掛金の払込みが給与からの源泉控除による場合は、第9条に定める共済掛金が、共済契約申込時に組合に払い込まれたものとみなす。

(共済契約の更新)

第23条 組合は、共済期間満了の日の1か月前までに、共済契約者から当該共済契約を更新しない旨又は前と異なる口数の契約を締結する旨等の契約変更の申し出がない場合には、共済契約を従前と同じ内容(定款又はこの規約の改正がなされたときは、当該改正後の内容)で更新するものとする。

ただし、更新の日において、共済目的が第6条に定める共済目的の範囲外であるときを除く。

2 前項の規定により更新した場合は、共済年度の初日を契約日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新を拒むことができる。

(1) 共済契約者又は共済金請求者が、組合に共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として故意に共済事故を発生させ、又は発生させようとしたとき。

(2) 共済契約者又は共済金請求者が、共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたとき。

(3) 前2号のほか、組合の共済契約者又は共済金請求者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

4 第1項の規定により共済契約を更新する共済契約者は、当該共済期間開始月の前月の末日までに当該共済掛金を払い込むものとする。

5 前項の規定による払込みができなかった共済契約者は、当該共済期間開始月の翌月の末日(以下「猶予期間」という。)までに当該共済掛金を払い込むものとする。

(共済掛金未納による契約の失効)

第24条 前条の規定による猶予期間中に共済掛金が払い込まれなかった場合には、当該共済契約は、当該共済契約年度の開始日にさかのぼってその効力を失う。

2 組合は、猶予期間中に共済事故が生じた場合には、共済掛金が猶予期間中に払い込まれるまで共済金を支払わない。

(共済契約者の通知義務)

第25条 共済契約の成立後、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。ただし、第1号に掲げる場合において、その構造の変更又はその改築若しくは修繕が軽微であるとき、又は当該事実がなくなった場合には、組合への通知は要さないものとする。

(1) 共済目的である建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、増築し若しくは修繕したこと。

(2) 共済目的である建物又は共済目的である動産を収容している建物を引き続き30日以上空家又は無人としたこと。

(3) 共済目的を他の場所に移転したこと。

(4) 共済目的である建物を解体したこと。

(5) 共済目的である建物を譲渡したこと。

(6) 共済目的が第6条に定める共済目的の範囲外となったこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。

- 2 前項に規定する事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者が故意又は重大な過失によって前項に規定する通知をしなかったときは、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができる。
- 3 前項に規定する解除権は、組合が前項の規定による解除の原因があることを知ったときから1か月を経過した場合又は危険増加が生じたときから5年を経過した場合は消滅する。
- 4 組合は、第2項の規定による解除が共済事故による損害の発生した後になされた場合であっても、共済金を支払わないものとする。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その共済金の返還を請求することができる。
- 5 前項の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、適用しないものとする。
- 6 組合は、第2項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、共済契約の引受範囲を超えることとなった場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができる。
- 7 組合は、前項に規定する解除が共済事故による損害の発生した後になされた場合であっても、同項の危険増加が生じた時から解除がなされた時までの間に発生した共済事故による損害に対しては、共済金を支払わないものとする。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その共済金の返還を請求することができる。

第3節 共済契約の無効、解除及び取消し等

(共済契約の無効)

第26条 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とし、共済掛金を返還しないものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。
 - (1) 共済契約者が契約日に既に死亡していたとき。
 - (2) 共済契約者が契約日において第5条に規定する共済契約者の範囲外の時。
 - (3) 共済目的が契約日において第6条に規定する共済目的の範囲外の時。
- 3 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づく警戒宣言が発せられたときは、当該警戒宣言が発せられた時から同法に基づく警戒解除宣言が発せられた日までの間に、当該警戒宣言の対象となった地域において新たに締結した共済契約(共済契約金額を増額した場合は、当該増額した部分に係る共済契約)は無効とする。
- 4 組合は、前2項の規定により、共済契約を無効とした場合には、第2項にあっては無効とした事由が生じた直後の契約日に、第3項にあっては共済契約を締結し又は共済契約金額を増額した日に遡って、当該共済契約に係る共済掛金の全部を共済契約者に返還する。

(共済契約の解約)

第27条 共済契約者は、いつでも、組合に対する書面による通知をもって共済契約を解約することができる。ただし、共済金を請求する権利の上に質権が設定されている場合は、この解約権は質権者の書面による同意を得た後でなければ行使することができない。

(告知義務違反による解除)

第28条 共済契約者が、故意又は重大な過失により、告知事項につき、組合に重大な事実を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合、組合は、共済契約を解除することができる。組合は、その旨を書面をもって契約者に通知するものとする。

- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済契約を解除することができない。
 - (1) 共済契約の締結又は変更の時において、組合が前項の事実を知っていたとき又は過失によって知らなかったとき。
 - (2) 共済契約者が、共済事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出て、組合がこれを承認したとき。なお、組合が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約の締結の際に組合に告げられていたとしても、組合が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとする。
- 3 組合は、第1項の規定による解除が共済目的につき火災等、風水害等又は地震等によって損害が生じた後においてなされたときであっても、共済金を支払う責に任せず、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、その損害が同項の告げなかった事実又は告げた不実のことに基づかないことを共

済契約者が証明したときは、この限りでない。

- 4 第1項の規定による解除権は、組合が解除の原因を知ったときから1か月間経過した場合又は共済契約の成立後5年を経過した場合は消滅する。

(重大事由による解除)

第29条 組合は、次の各号に掲げる事由がある場合には、共済契約を解除することができる。この場合において、組合は、その旨を書面をもって共済契約者に通知するものとする。

- (1) 共済契約者が、組合に当該共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
 - (2) 共済契約者が、当該共済契約に基づく共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、組合の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由
- 2 組合は、前項の規定により共済契約を解除した場合には、その解除が共済事故発生のものになされたときであっても共済金を支払わない。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができる。

(解除及び解約の効力)

第30条 共済契約の解除及び解約は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

(詐欺又は強迫による取消し)

第31条 共済契約の締結の際、共済契約者に詐欺又は強迫の行為があった場合、組合は、共済契約を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により共済契約を取消した場合、組合は、共済契約者にその旨を書面にて通知するものとし、その共済掛金は返還しない。

(資格喪失の場合)

第32条 共済契約者が組合員の資格を失った場合は、その資格を失った日から既に成立した共済契約の共済期間に限りなお共済契約者とみなす。

(共済契約金額の調整)

第33条 共済契約者は、共済契約の締結の時ににおいて共済契約金額が再取得価額を超えていたことにつき共済契約者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、組合に対する通知をもって、その超過部分について、この共済契約を取り消すことができる。

- 2 共済契約者は、共済契約の締結後に再取得価額が著しく減少したときは、組合に対する通知をもって、将来に向かって、共済契約金額について、減少後の再取得価額に至るまでの減額を請求することができる。
- 3 組合は、第1項の規定により、共済契約者が共済契約を取り消した場合には、共済契約締結時に遡って、取り消された部分に相当する共済掛金の額を3年を限度として、返還するものとする。
- 4 組合は、第2項の規定により、共済契約者が共済契約金額の減額を請求した場合には、減額部分に相当する共済掛金の額を共済契約者に返還するものとする。

(共済契約の消滅)

第34条 共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、共済契約は当該事実が発生した日において消滅する。

- (1) 共済目的が火災等、風水害等又は地震等以外の原因によって滅失したこと。
- (2) 共済目的が第40条第1項の事項によって滅失したこと。
- (3) 共済目的が解体されたこと。
- (4) 共済目的が譲渡されたこと。

(解除、解約又は消滅の場合の共済掛金の返還等)

第35条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過期間(1か月に満たない端数日を切り捨てた月数)に相当する共済掛金を共済契約者に返還する。返還額は、単位共済掛金額を12で除した金額(1円未満は切り捨てる。)に返還すべき口数及び月数を乗じた金額とする。

- (1) 第25条第2項
- (2) 第27条
- (3) 第28条、第29条
- (4) 第34条

(告知義務、通知義務等に係る共済掛金の返還又は請求)

第36条 組合は、第20条の告知の内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、前条に準じて算出した共済掛金の額を返還又は増加する共済契約金額とその時期に相当する共済掛金を請求するものとする。

- 2 組合は、危険増加が生じた場合又は危険が減少した場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、前

条に準じて算出した共済掛金の額を返還又は増加する共済契約金額とその時期に相当する共済掛金を請求するものとする。

- 3 組合は、共済契約者が前2項の規定による共済掛金の支払を怠った場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。
- 4 組合は、前項の規定により共済契約を解除した場合には、前条に準じて算出して得た共済掛金の額を返還するものとする。
- 5 組合は、第1項又は第2項の規定により共済掛金を請求する場合において、第3項の規定により共済契約を解除することができるときは、共済金を支払わない。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができる。
- 6 前項の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した共済事故による損害については、適用しないものとする。
- 7 組合は、第1項及び第2項に規定する場合のほか、共済契約の締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の内容の変更を組合に通知し、組合がこれを承認したときは、前条に準じて算出した共済掛金の額を返還又は増加する共済契約金額とその時期に相当する共済掛金を請求するものとする。
- 8 組合は、前項の規定による共済掛金を請求する場合において、組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済契約の内容の変更がなかったものとして、共済金を支払うものとする。

第3章 共済金の支払

(共済金の請求)

第37条 共済契約者は、共済事故が発生したことを知ったときは遅滞なく、組合に対して損害の発生並びに他保険契約等の有無及びその内容(既に当該契約から保険金等の支払を受けた場合にはその事実を含む。)を通知しなければならない。

- 2 共済契約者は、前項の共済事故発生に伴い、遅滞なく共済金請求書その他必要な書類を整え、組合に提出して共済金の支払いを請求しなければならない。
- 3 前項に規定する共済契約者に共済金を請求できない事由がある場合は、配偶者等のうち共済契約者が指定した者に請求手続を行わせることができる。共済契約者が死亡した場合は、法定相続人がこれを行うことができる。
- 4 前項に規定する請求手続を行うに際しては、その事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得るものとする。
- 5 前3項に規定する共済契約者又は共済金請求者からの請求に対して共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合、組合はこれに応じないものとする。
- 6 組合は、共済事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者又は共済金請求者に対して第2項に規定する以外の書類若しくは証拠の提出又は組合が行う調査への協力を求めることができる。この場合、共済契約者又は共済金請求者は、組合が求めた書類若しくは証拠を速やかに提出し又は必要な協力をしなければならない。
- 7 共済契約者又は共済金請求者が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合、第1項に規定する通知を怠った場合又は第2項及び第4項に規定する書類に事実と異なる記載をし、又はその書類若しくは証拠を偽造若しくは変造した場合は、組合はそれによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うものとする。
- 8 共済契約者又は共済金請求者が臨時費用及び損害の防止費用を請求する場合は、第2項から前項までの規定を準用する。

(代理請求)

第38条 共済金について、共済契約者が共済金請求を行う意思表示が困難であると組合が認めたときは、共済契約者に代わって当該請求を行うことができる者(以下「代理請求人」という。)が共済金を請求することができるものとする。

- 2 前項に規定する代理請求人の範囲及び順位は次のとおりとする。
 - (1) 共済契約者の配偶者
 - (2) 共済契約者の子
 - (3) 共済契約者の父母(養父母を先とし、実父母を後とする。)
 - (4) 共済契約者の孫
 - (5) 共済契約者の祖父母

(6) 共済契約者の兄弟姉妹

- 3 前項第2号から第6号までに規定する代理請求人のうち、同順位の代理請求人が2人以上あるときは、当該代理請求人のうちから代表者を選任し、その者が代理請求を行うものとする。
- 4 代理請求人が請求を行う場合は、代理請求人は、請求時においても第2項に規定する範囲内であることを有する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、共済契約者に故意に第1項の支払事由を生じさせた者は、代理請求を行うことはできない。

(共済金の支払)

第39条 組合は、前2条の規定により共済金等の支払請求を受けたときは、その内容を審査し、請求が正当なものであるときは、共済金を前2条に規定する共済契約者、共済金請求者又は代理請求人に支払わなければならない。

- 2 組合は、第37条第2項に規定する書類が組合に到達した日の翌日（以下「請求完了日」という。）以後、30日以内に共済金を支払うものとする。ただし、次に掲げる日は日数に含まないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

- 3 組合は、共済金を支払うために必要な次に掲げる事項を確認の上、共済金を支払うものとする。
 - (1) 共済金支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無並びに共済金請求者及び代理請求人に該当する事実
 - (2) 損害の額並びに事故と損害との関係及び内容
 - (3) 共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
 - (4) 無効、取消し、解除又は消滅の事由に該当する事実の有無
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、他の保険契約等の有無、内容及び損害について共済契約者が有する損害賠償請求権その他の権限並びに既に取得したものの有無及び内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- 4 組合は、前項各号に掲げる事項確認のため、次の各号に掲げる特別な照会又は調査が不可欠であると認めた場合には、第2項の規定にかかわらず、次の第1号から第5号においては請求完了日以後180日以内に、次の第6号においては請求完了日以後365日以内に当該事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。この場合において、組合は、当該事項及びその確認を終えるべき時期を共済金請求者に通知するものとする。
 - (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）その他の法令に基づく照会
 - (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会
 - (3) 専門機関による診断、鑑定等の結果の照会
 - (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された被災地域における調査
 - (5) 日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査
 - (6) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合の調査
- 5 第3項又は第4項の各号に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、共済金請求者又は代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、これにより遅延した期間は、第2項又は前項に規定する日数に含めないものとする。
- 6 共済金は、共済契約者、共済金請求者又は代理請求人が指定した金融機関口座に振り込むものとする。

(共済金を支払わない損害)

第40条 組合は、共済目的に生じた損害が次のいずれかに該当する場合には、共済金を支払わないものとする。

- (1) 共済契約者の故意又は重大な過失により生じた損害
- (2) 共済契約者と世帯を同じくする家族（共済契約者の住居と共済目的の所在地が異なる場合にあっては共済目的の所在地に居住する家族を含む。以下、第2項第7号において同じ。）の故意又は重大な過失により生じた損害（その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。）
- (3) 火災等、風水害等又は地震等に際し、共済目的が紛失し又は盗難にかかったことにより生じた損害
- (4) 共済契約者でない者が共済金を受け取るべき場合において、損害がその者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失により生じた損害
- (5) 原因が直接であると間接であるとを問わず戦争、暴動又はその他の事変により生じた損害
- (6) 原因が直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質（使用済核燃料を含む。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた損害

- 2 組合は、前項に規定するほか、次のいずれかに該当する場合には、共済金を支払わない。
- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使により生じた損害（消防又は避難に必要な措置により生じた損害を除く。）
 - (2) 共済目的の欠陥により生じた損害
 - (3) 共済目的の自然の消耗若しくは劣化、性質による変色若しくは変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ落ち、肌落ち、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発酵、釘浮き、ゆがみ、ずれ又はこれらに類する事由により生じた損害
 - (4) 共済目的の増改築若しくは一部取壊し若しくは修理若しくは調整の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣により生じた損害
 - (5) 共済目的に発生した擦り傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、釘浮き、ひび割れ、はがれ、ずれその他単なる外観上の損傷であって、共済目的の機能に直接関係のない損害
 - (6) 風、雨、雪、ひょう、砂塵の吹込み（窓・戸等建物又は屋外設備の開口部から入り込むことをいう。）その他これらのものの漏入により生じた損害
 - (7) 共済契約者及び共済契約者と世帯を同じくする家族の所有（所有権留保条項付売買契約により購入した場合及び1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含む。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいう。）又は運転する車両又は車両の積載物による衝突又は接触により生じた損害
 - (8) 風水害等及び地震等に起因しない土地の沈下、移動又は隆起により生じた損害
 - (9) 新たに共済契約（共済契約金額を増額した場合は、当該増額した部分に係る共済契約）を締結した日の前日以前に発生していた（原因の発生も含む。）火災等、風水害等又は地震等により生じた損害
- 3 共済目的に対する火災損害の程度が10,000円未満の場合は、火災共済金を支払わない。
（損害防止の義務及び防止費用）

第41条 共済契約者は、共済目的につき火災等、風水害等若しくは地震等が生じたとき又は火災等、風水害等若しくは地震等の原因が発生したときは、損害の防止及び軽減に努めなければならない。

- 2 前項の場合において、共済契約者が、損害の発生及び拡大の防止のために必要又は有益であった費用を支出したときは、次に掲げる費用に限り、損害額に含めるものとする。
- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用又は再取得費用
 - (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材に係る費用。ただし、人身事故に係る費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除く。
 - (4) その他組合が認めた費用
- 3 共済契約者が、故意又は重大な過失によって、損害の防止及び軽減の義務を怠ったときは、共済事故によって生じた損害額から、その防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた額を損害額とみなす。

（残存物代位）

第42条 組合は、共済目的の全部が消滅した場合において、共済金の支払いを行ったときでも、共済目的の残存物を取得する旨を書面をもって通知しない限り、共済契約者が有する所有権その他物権について共済契約者に代位しない。

（請求権代位）

第43条 組合は、共済金の支払いを行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として共済事故による損害が生じたことにより共済契約者が取得する債権（以下「契約者債権」という。）について共済契約者に代位する。

- (1) 組合が支払った共済金の額
 - (2) 契約者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、契約者債権の額から当該不足額を控除した額）
- 2 共済契約者は、前項に規定する場合において、同項第1号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、契約者債権のうち組合が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

（総支払限度額の設定及び分割支払等）

第44条 組合は、1回の大規模災害等についての共済金の総支払限度額を設けるものとし、総支払限度額はあらかじめ総代会において議決するものとする。

- 2 組合は、1回の大規模災害等により、その支払うべき共済金の見積合計額が総支払限度額を超えるときは、総代会の議決を経て、分割支払又は支払額の削減をすることができる。

- 3 組合は、大規模災害等により支払うべき共済金の見積合計額が総支払限度額を超えると見積もられる場合は仮払率（組合が定める総支払限度額を支払うべき共済金の見積合計額で除した比率）を定め、第11条又は第12条により算定した額に仮払率を乗じた額を組合員に支払い、前項に規定する総代会の議決に基づき共済金の分割支払又は支払額の削減を行うものとする。
- 4 72時間以内に生じた複数の地震等は、これらを一括して1回の大規模災害等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、異なる大規模災害等とみなす。
- 5 72時間以内に生じた複数の風水害等については、これらを一括して1回の大規模災害等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、異なる大規模災害等とみなす。
- 6 前各項の規定にかかわらず、風水害又は地震等によって共済事故が異常に発生し、火災共済事業にかかる異常危険準備金を取り崩してもなお、共済契約に基づき支払うべき所定の共済金を支払うことができない場合は、組合は、総代会の議決を経て、共済金の分割支払、支払時期の延期又は支払額の削減をすることができる。
- 7 組合は、第2項又は第6項の規定に基づき共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、その差額を支払うことができる。

第4章 借家人賠償責任特約

（借家人賠償責任特約の要件）

第45条 借家人賠償責任特約は、その申込みが借戸室に収容された動産に係る共済契約に付帯され、かつ、次のすべてに該当する場合に限り、組合と締結できるものとする。

- (1) 借戸室に共済契約者の共済目的である動産を収容していること。
- (2) 借戸室が共済契約者の所有するものでないこと。
- (3) 借戸室については、次のいずれかに該当するものとする。

ア 共済契約者とその借戸室の貸主との間で、借戸室の賃貸借契約又は使用貸借契約（以下「賃貸借等契約」という。）が締結されている借戸室。

イ 国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）、国家公務員宿舍法施行令（昭和33年政令第341号）及び国家公務員宿舍法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）等に基づき、共済契約者に貸与された国家公務員宿舍（特別借受宿舍及び一般借受宿舍を含む。）。

2 借家人賠償責任特約は、借戸室に収容された動産に係る共済契約に含めて1契約とする。

（借家人賠償責任共済契約金額等）

第46条 借家人賠償責任共済契約金額は、借家人賠償責任共済金の支払限度額として借家人賠償責任特約において定める額とし、契約単位は50万円とし、最高限度は2,000万円とする。

2 借家人賠償責任共済金の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、1回の事故につき、借家人賠償責任共済契約金額を限度とする。

- (1) 共済契約者が借戸室についてその貸主に支払うべき損害賠償金（判決により支払いを命ぜられた訴訟費用、判決日までの遅延損害金を含む。損害賠償金を支払うことにより共済契約者が代位取得するものがある場合は、その金額を差し引いた額とする。）
- (2) 共済契約者が損害の発生又は拡大の防止のために要した費用のうち組合が必要又は有益であったと認められるもの及び損害額の算出に要した費用
- (3) 損害賠償責任の解決について、共済契約者が書面による組合の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬又は仲裁若しくは和解若しくは調停に要した費用
- (4) 損害賠償責任の解決について、共済契約者が書面による組合の同意を得て支出した示談交渉に要した費用

（共済掛金の額）

第47条 共済掛金は、年払いとする。

2 借家人賠償責任共済契約金額50万円当たりの共済掛金は年額100円とし、その算出は別紙1「共済掛金額算出方法書」に定める方法によるものとする。

3 共済掛金の払込みは、借戸室に収容される動産に係る共済掛金の払込みに併せて行わなければならない。

（借家人賠償責任共済金を支払わない場合）

第48条 組合は、第40条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、借家人賠償責任共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者又はその者の法定代理人の故意による事故
- (2) 共済契約者の心神喪失又は指図による事故

- (3) 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争、暴動その他の変乱により生じた事故
- (4) 原因が直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質（使用済核燃料を含む。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた事故
- (5) 原因が直接であると間接であるとを問わず、風水害等又は地震等により生じた事故
- (6) 借戸室の改築、増築又は取壊し等の工事による事故
- (7) 借戸室を返却した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任による賠償
- (8) 共済契約者と借戸室の貸主との間の特別な損害賠償約定により加重された損害賠償責任による賠償

（借家人賠償責任共済金の請求権）

第49条 共済契約者の組合に対する借家人賠償責任共済金を請求する権利は、共済契約者が借戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、共済契約者と当該貸主との間で、判決が確定したとき又は裁判上の和解若しくは調停若しくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使できるものとする。

（借家人賠償責任特約の先取特権）

第50条 共済契約者に対して借戸室に係る損害賠償を請求できる貸主（以下「損害賠償請求貸主」という。）は、借家人賠償責任共済金を請求する権利について先取特権を有する。

- 2 共済契約者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は損害賠償請求貸主の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使できる。
- 3 借家人賠償責任特約に基づき借家人賠償責任共済金を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることはできないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
 - (1) 損害賠償請求貸主に譲り渡し又は当該損害賠償請求する権利に関して差し押さえる場合
 - (2) 共済契約者が前条により借家人賠償責任共済金の請求する権利を行使することができる場合

（借家人賠償責任特約の消滅）

第51条 借家人賠償責任特約は、借家人賠償責任共済金の額が、1回の賠償責任につき、借家人賠償責任共済契約金額の100%に相当する額となったときは、当該借家人賠償責任共済金の支払いの原因となった損害が発生したときに消滅し、組合は、当該借家人賠償責任特約に係る共済掛金を返還しないものとする。

- 2 組合は、前項に規定する損害賠償責任に至らない損害賠償責任に対して、借家人賠償責任共済金を支払った場合においても、借家人賠償責任特約は継続し、当該借家人賠償責任共済契約金額は減額しないものとする。
- 3 借家人賠償責任特約は、借戸室に収容された動産に係る共済契約を取消し、解除、解約、消滅したとき又は賃貸借等契約が終了したときは、その日をもって特約事業は消滅し、組合は、当該共済契約の未経過期間（1か月に満たない端数日を切り捨てた月数）に相当する共済掛金を共済契約者に返還するものとする。返還額は、共済掛金額を12で除した金額（1円未満は切り捨てる。）に返還すべき月数を乗じた金額とする。

（規定の準用）

第52条 第4条、第5条、第15条、第18条から第24条まで、第26条から第39条まで、第41条から第43条まで、第55条、第57条及び第58条の規定は、特別の定めがある場合を除き、特約事業の手続について準用する。

第5章 異議の申立て

（異議の申立て及び審査委員会）

第53条 共済契約及び共済金の支払いに関する組合の処分に不服がある共済契約者は、組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項に規定する異議の申立ては、組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第6章 雑 則

（支払備金及び責任準備金）

第54条 組合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号）の定めるところ

ろにより、毎事業年度末において支払備金及び責任準備金を積み立てるものとする。

- 2 前項に規定する責任準備金は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は別紙第2「責任準備金額算出方法書」等において定める方法により算出するものとする。

(時効)

第55条 共済金の支払及び共済掛金の返還を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(質入れ等の制限)

第56条 共済金の支払を請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(共済契約による権利義務の承継)

第57条 共済契約者が死亡した場合は、相続人は当該事業年度に限り共済契約による権利義務を承継することができる。

- 2 前項により、共済契約による権利義務を承継する相続人(共同相続する場合は、その代表者)は、事務取扱規則の定めるところにより、すみやかに書面をもってその旨を組合に届けなければならない。

(現職組合員又は退職組合員死亡後の共済事業の利用)

第58条 現職組合員又は退職組合員である共済契約者が死亡した場合は、死亡した共済契約者の配偶者は、定款第6条第2項により組合の承認を受けることにより、遺族組合員として、火災共済事業を利用することができる。

- 2 前項により、火災共済事業を利用する遺族組合員は、事務取扱規則の定めるところにより、すみやかに書面をもってその旨を組合に届けなければならない。この場合において、組合は当該遺族組合員を共済契約者として取り扱い、当該遺族組合員が所有し、かつ生活のため現に居住する建物、又は現に居住する建物に収納する動産を保障対象とすることができる。

(再共済等)

第59条 組合は、共済契約により負う共済責任の一部を再共済又は再保険に付すことができるものとする。

(規約の変更)

第60条 組合は、共済期間中であっても、法令等の改正又は社会情勢の変化その他の事情により、契約の内容を変更する必要が生じた場合等には、民法(明治29年法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)に基づき、支配事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

- 2 前項の場合には、組合は、規約を変更する旨及び変更後の内容並びに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。
- 3 前項の電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則第53条(電磁的方法)第1項第1号に基づくものをいう。

(細則)

第61条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施に関し必要な事項は、細則の定めるところによる。

第2編 特 則

第1章 インターネット特則

(インターネット特則の適用)

第62条 この特則は、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込み、共済契約の更新及び共済契約の変更を実施する場合に適用する。

(インターネット特則の締結)

第63条 この特則は、共済契約を締結する際又は共済期間の中途において、共済契約者から申し出があったときに限り、組合の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができる。

- 2 共済契約者は、この特則を付帯するにあたっては、組合が細則で定める基準を満たさなければならない。

(電磁的方法による共済契約の申込み)

第64条 申込者は、第19条(共済契約の申込み)の規定にかかわらず、電磁的方法により共済契約の申込み手続を行うことができる。

- 2 前項に規定する共済契約の申込み手続は、次の各号のとおりとする。

(1) 申込者は、組合がインターネットを媒介として提示した契約情報画面及び一連の入力画面(以下「契約情報画面等」という。)に第19条(共済契約の申込み)に規定する事項を入力し、組合に送信する。

(2) 申込者になる者は、契約情報画面等に組合が提示した質問事項に事実を正確に入力し、組合に送信する。

(3) 組合は第1号及び第2号で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあったものとみなす。この場合、組合は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で申込者に通知する。

(電磁的方法による共済契約申込みの諾否)

第65条 組合は第21条(共済契約の成立及び効力)第3項の規定にかかわらず、前条の規定による共済契約の申込みを受けた場合には、その諾否を電磁的方法により申込者に通知する。

2 組合が前条の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に承諾書記載事項を入力し、申込者に送信する。

(電磁的方法による共済契約の更新)

第66条 共済契約者は、第23条(共済契約の更新)第1項の規定にかかわらず、当該共済契約を更新しない旨又は前と異なる口数の契約を締結する旨等の契約変更の申し出がある場合は、共済期間満了の日の1週間前までに、電磁的方法により共済契約を更新する際に共済契約の変更手続を行うことができる。

2 前項に規定する共済契約の変更手続は、次の各号のとおりとする。

(1) 共済契約者は、組合がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更事項を入力し、組合に送信する。

(2) 共済契約者は、契約情報画面等に組合が提示した質問事項に事実を正確に入力し、組合に送信する。

(3) 組合は前2号で入力された事項の受信をもって、共済契約の変更の申し出があったものとみなす。この場合、組合は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の変更の申し出を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

3 組合は、前項の変更の申し出を受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約者に通知する。

4 組合が第2項の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に承諾書記載事項を入力し、共済契約者に送信する。

(共済契約の変更)

第67条 共済契約者は、共済契約者の住所その他組合が認めた事項を変更する場合は、組合所定の書類又は組合が定める書式に代えて、電磁的方法により組合に通知することができる。

2 前項に規定する共済契約の変更手続は、次の各号のとおりとする。

(1) 共済契約者は、組合がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に前項に規定する通知事項を入力し、組合に送信する。

(2) 組合は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、組合は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

(電磁的方法)

第68条 この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、細則で定める。

(重複の回避)

第69条 この特則による当該の共済契約の申込み、共済契約の更新又は共済契約の変更の手続を使用することが第19条(共済契約の申込み)又は第23条(共済契約の更新)の規定による手続若しくは共済契約の変更の手続と重複するときは、本特則の規定を適用するものとする。

(インターネット特則の消滅)

第70条 次の各号の場合には、この特則は消滅する。

(1) 共済契約者からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の申込み、共済契約の更新又は共済契約の変更の手続を終了したとき。

(2) 電磁的方法が不可能なとき。

附 則(令和6年11月25日)

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日(令和6年11月15日)から施行し、令和8年7月1日から適用する。

2 改正前の共済事故で、この規約の適用前の日に対応するものにかかる共済金の請求(支払)については、なお従前の例による。

3 改正前の契約にかかる事項で、この規約の適用前の日に対応する無効、解約、解除、取り消し又は掛金返還等については、なお従前の例による。

別紙(略)